

新型コロナウイルス対策にかかる滋賀文教短期大学「授業実施の基本方針」について
(令和2年6月26日現在)

本学では危機管理委員会を設置し、新型コロナウイルス感染症に対する本学の対応を示しています。今後、感染拡大による大学の休講措置やそれに伴う遠隔授業の実施等例年に無い対応が必要となってきます。そのため、今般の新型コロナウイルス感染症対策にかかる滋賀文教短期大学「授業実施の基本方針」について下記の通り示します。なお、日々状況が変化していくため、それに応じて基本方針も更新していきます。定期的に確認するようにしてください。

■授業実施の基本方針

「本学における感染拡大の防止」を最優先とし、下記の内容を十分理解し授業を受講するようにしてください。

1. 3密の回避

(1) 「密閉」の回避

- ・3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発言：「3密」）が重なることを回避するよう日頃より心がけてください。
- ・各授業や休み時間中もマスクを着用するよう心がけてください。ただし、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すなどの配慮をしてください。
- ・休み時間も密を避けるよう心がけてください。
- ・エアコンの使用について、冷房期間は7月1日から9月20日までとなっていますが、地球温暖化の影響で高温多湿が続く中、マスクを着用した熱中症対策も必要となることから健康を第一に考え、6月においても弾力的にエアコンを稼働します。
- ・エアコン使用中の換気が必要なことから、外気導入による室温上昇を緩和するため設定温度にとらわれず弾力的に運用します。

(2) 体調・衛生管理

- ・常に体調及び衛生管理の徹底に心がけ、指定の方法で『健康チェックカード』を必ず提出するようにしてください。
- ・適宜手洗いうがい、手指の消毒を行うようにしてください。
- ・衛生面で特に留意が必要な場所（トイレ、食堂、水場等）では、特に物品の使用には留意して下さい。
※ジェットタオルは当面の間使用禁止とします。
※トイレのスリッパは常識的な使用を心がけてください。
※友人同士での水筒、コップ、ペットボトルの飲みまわし等は避けてください。

※その他衛生面において感染拡大となるような行動は避けてください。

2. 授業及び欠席の取扱いについて

(1) 対面授業

【対面授業の定義等】

- ・通常の本学の教室内（体育館、実習室等 含む。）で行う教員と学生が対面（面接）で行う授業の事をさします。
- ・原則本方針に示すこと以外は、本学学則及び履修規程のルールに従って授業実施、受講、評価等を行うこととします。

【対面授業における授業欠席のルール】

- ・学生は毎朝検温し、風邪の症状の有無の確認を必ず行い、少しでも下記の症状がみられた場合は、欠席する旨を、下記連絡先まで事前に連絡してください。

－ 症 状 －

- ①発熱、倦怠感や息苦しさを感ずる症状や風邪の症状など感染症が疑われる場合
- ②同居の家族に①と同様の症状がある場合
- ③症状がなくても感染者との濃厚接触が考えられる場合

－ 連絡先 －

学務課 TEL：0749-63-5815 MAIL：kyoumu@s-bunkyo.ac.jp

- ・上記の理由で欠席した場合は後日学務課教務係の窓口にて欠席届を受け取り、様式に従い必要事項を記入の上学務課教務係まで提出して下さい。
- ・万が一新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、その旨早急に大学に連絡をするとともに、医療機関等の指示に従って行動するようにして下さい。その場合の欠席については、「学校保健安全法施行規則第 19 条に規定する感染症による出席停止」の適用となります。（*医師の診断書もしくは「学校感染症罹患証明書（本学様式）を登校が可能になった時点で速やかに学務課教務係まで提出）
- ・保育士資格等資格に関わる科目については公欠の制度がありません。欠席したときの補講、課題等については各授業担当者の指示に従うようにして下さい。

【対面授業の開始時期】

- ・本方針策定時点においての対面授業の開始時期は令和 2 年 5 月 25 日からとします。
- ・今後新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い再度休校になる場合もあるため、本学 HP や G-suite の情報を常に確認するようにして下さい。

(2) 遠隔授業

【遠隔授業の定義等】

- ・オンデマンド型：学生が WEB 上に掲載されている教材（書類や動画）をダウンロードして、自分自身の都合の良い時間に学生が学ぶ遠隔授業のことをさします。
- ・リアルタイム型：WEB 会議システムなどを用いて時間割に従って実施される授業に学生が参加する遠隔授業のことをさします。

【遠隔授業の出欠席について】

- ・各遠隔授業の出欠席の扱いについては各科目の課題等の提出等をもって判断されることとなります。各科目担当の教員の指示に従うようにして下さい。

【遠隔授業の開始時期について】

- ・本方針策定時点におけるの対面授業の開始時期は令和 2 年 5 月 20 日からとします。
- ・今後新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い再度休校になる場合もあるため、本学 HP や G-suite の情報を常に確認するようにして下さい。

3. その他授業について

- ・授業中は必要な場合を除き不要な会話は慎むようにして下さい。
- ・機器や用具を共同で使用する場合は、使用前後の適切な消毒や手洗いを行ってください。
- ・罹患者のほか、濃厚接触による自宅待機者、発熱・咳・全身の倦怠感等風邪様の症状による自宅休養者については、授業形態等個々の事情に照らして補講・追試、レポートの活用等、当人の単位認定に不利益が生じないよう配慮します。